

(趣旨)

第1条 この規程は、教育職員の職務とその責任の特殊性に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する教育職員の任免、分限、懲戒、服務及び研修に関して、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において教育職員の職種及び職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手（以下「大学教員」という。）
 - ア 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - イ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - ウ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
 - エ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - オ 助手は、その主担当となる組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (2) 教育学部附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の校長又は園長（以下「校長等」という。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「附属学校教員」という。）
 - ア 校長等は、教育学部長の命を受けて校務又は園務（以下「校務等」という。）をつかさどる。
 - イ 教頭は、校長等を助け、校務等を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又は幼児の教育又は保育をつかさどる。
 - ウ 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、及び児童又は生徒の教育等をつかさどる。
 - エ 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
 - オ 教諭は児童、生徒又は幼児の教育又は保育をつかさどる。
 - カ 養護教諭は、児童、生徒又は幼児の養護をつかさどる。
 - キ 栄養教諭は、児童、生徒又は幼児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(採用及び昇任)

第3条 大学教員の採用及び昇任のための選考は、別に定める国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）により、教育研究評議会及び人事会議（以下「教育研究評議会等」という。）の審議を経て、学長が行う。

- 2 前項に規定する選考に関し、人事会議において審議する場合は、当該人事会議の議長は、国立大学法人大分大学における教員選考の基本方針（平成16年9月15日制定）を踏まえ、その選考について人事会議に対して意見を述べることができる。
- 3 附属学校教員の採用及び昇任の選考は、教育学部門長が別に定めるところにより推薦の上、学長が行う。

(降任及び解雇)

第4条 教育職員の降任及び解雇は、教育研究評議会等の審議を経たものでなければ、その意に反して解雇されることはない。降任についても、また同様とする。

- 2 教育研究評議会等は、前項の審議を行うにあたっては、その者に対し、審議の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 教育研究評議会等は、審議を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 4 教育研究評議会等は、第1項の審議を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。
- 5 第3項に規定するもののほか、第1項の審議に関し必要な事項は、教育研究評議会等が別に定める。

(配置換及び出向)

- 第5条 大学教員は、教育研究評議会等の審議を経たものでなければ、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。
- 2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の審議の場合に準用する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みを行うことができる教育職員が、学長に対し、当該申込みを行った場合は、教育研究評議会等の審議を経ずに、労働契約の期間の定めのない教育職員に配置換することができるものとする。この場合において、学長は、配置換した旨を教育研究評議会等に報告するものとする。

(休職の期間)

- 第6条 大学教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、個々の場合について、人事会議の審議を経て、学長が定める。
- 2 附属学校教員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職の期間は、満2年とする。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内でその休職の期間を満3年まで延長することができる。
 - 3 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

(労働契約の期間)

- 第7条 大学教員は、教育研究評議会等の審議を経て、国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程（平成16年規程第45号）に基づき、労働契約の期間を定めて採用することができる。
- 2 前項の労働契約の期間が満了した場合は、教育研究評議会等の審議を経て、労働契約の期間を更新することができる。ただし、当該労働契約の期間は、通算して5年（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）第5条第1項により期間の定めのある労働契約を締結した者にあつては、10年とする。）を超えないものとする。
 - 3 任期法第7条第2項に規定する当該大学に在学している期間は、前項に規定する「10年」には含まないものとする。
 - 4 労働契約の期間を定めて採用又は更新された大学教員は、その期間中に退職することができる。

(定年)

- 第8条 教育職員の定年は、満65歳とする。
- 2 定年における退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、労働契約の期間を定めて採用又は更新する場合はこの限りでない。

(懲戒)

- 第9条 学長は、教育職員の懲戒処分を行う場合は、教育研究評議会等の審議の結果により行うものとする。
- 2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の審議の場合に準用する。
 - 3 学長は、第1項の審議を行うに当たり、教育職員懲戒審査委員会を設置し、審査するものと

する。

(教育職員懲戒審査委員会)

第9条の2 教育職員懲戒審査委員会は、就業規則第63条第1項及び第64条の規定に基づき審査する。

2 前項の委員会は、学長が任命する次の委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 各学部長
- (3) 各学部教育研究評議会評議員 各1人
- (4) 法律学担当教員1人

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の理事をもって充てる。

4 委員会は、第1項の審査に当たり必要があると認めた場合は、次の委員をもって組織される調査委員会を設置して調査することができる。ただしイコール・パートナーシップに係る事案については、国立大学法人大分大学ハラスメント防止委員会の報告に基づいて審査するものとする。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 当該学部の学部長
- (3) 当該学部の第2項第3号委員
- (4) 第2項第4号委員

(服務)

第10条 大学教員の服務については、就業規則に定めるものを除いては、教育研究評議会等の審議を経て、学長が別に定める。

(勤務成績の評定)

第11条 大学教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教授会の審議を経て、各部署等の長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、教育研究評議会の審議を経て、学長が定める基準により行わなければならない。

(試用期間)

第12条 就業規則第10条第1項本文の規定にかかわらず、附属学校教員の試用期間は、1年とする。ただし、国、都道府県、又はその他の関係の職員から引き続き法人の職員として採用された者については、これを短縮し、又は設けないことがある。

(研修)

第13条 教育職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 学長は、教育職員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

3 この規程に定めるもののほか、附属学校教員の研修については、学長が別に定める。

(研修の機会)

第14条 教育職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教育職員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を受けることができる。

3 教育職員は、学長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(サバティカル制度)

第14条の2 教育職員は、授業、学生指導、社会貢献、大学運営等に係る通常業務のすべてを一定期間免除され、教員自らが研究目標を定めて自主的調査研究に専念できる制度（以下「サ

- バティカル制度」という。)を利用することができる。
- 2 サバティカル制度に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の審議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第30号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第63号)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第8条第1項第1号に規定する大学教員(医学部(附属病院を含む。)の教員及び平成15年9月30日現在において、大分医科大学の教員として在職していた者で、平成15年10月1日付けで大分大学の教員に転任した者を除く。)の定年は、同号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成18年3月31日まで 満63歳

(2) 平成18年4月1日から平成20年3月31日まで 満64歳

附 則 (平成18年規程第105号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第50号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第36号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第51号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第9号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第55号)

この規程は、平成24年7月4日から施行する。

附 則 (平成24年規程第74号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第117号)

この規程は、平成24年10月17日から施行する。

附 則 (平成24年規程第119号)

この規程は、平成24年11月12日から施行する。

附 則 (平成25年規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第55号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第11号）
この規程は、平成27年2月23日から施行し、改正後の第7条第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日からこの規程の施行日前日までの間の日を労働契約の期間の初日とするものに係る労働契約の期間についても適用する。

附 則（平成27年規程第18号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第26号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第58号）
この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第27号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第67号）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

- 附 則（令和3年規程第7号）
- 1 この規程は、令和3年3月23日から施行し、改正後の国立大学法人大分大学教育職員規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。
 - 2 平成29年4月1日以降に他の機関に委託して実施した中堅教諭等資質向上研修については、改正後の国立大学法人大分大学教育職員規程の規定により、法人が実施したものとみなす。

附 則（令和4年規程第94号）
この規程は、令和4年10月25日から施行する。

- 附 則（令和5年規程第20号）
（施行期日）
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（定年の段階的引上げに係る経過措置）
 - 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における附属学校教員への第8条第1項の規定の適用については、同項中「65歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる年齢とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日	64歳

附 則（令和5年規程第37号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。